

調査指示事項の概要

平成16年8月9日に発生した関西電力(株)美浜発電所3号機における復水管の破断事故を踏まえ、発電用火力設備についても同様の設備を有しているものがあることから、経済産業省より以下の調査・報告の指示がありました。

1 調査対象施設

蒸気タービンを用いる出力1,000kW以上の発電用火力設備

2 調査対象配管

電気工作物であって水・蒸気による減肉の可能性のある材料を使用している主蒸気系統，再熱蒸気系統，復水系統，給水系統，抽気系統及びドレン系統の配管

3 調査主要部位

腐食・浸食による減肉が生じる可能性のある部位

〔 流量計部(オリフィス下流部)，制御弁下流部，曲管部(エルボ部)，
絞り部(レギュレーサー部)等の配管で減肉が予想される部位 〕

4 調査報告の内容及び報告期限

(1) 技術基準の適合状況 ... 8月18日(報告済)

調査対象部位の配管肉厚に係る非破壊検査の実施の有無

(実施している場合はその実施方法)

(2) 今後の対応策

・未実施の調査対象部位に関する非破壊検査の実実施計画

・調査対象部位の安全が確認できるまでの間の作業員等の安全確保対策等

【報告期限】

運転開始後20年以上経過したもの 9月13日(報告済)

運転開始後20年未満のもの 10月12日(今回報告)